

平成28年4月1日

旭川市立中央中学校 いじめ防止基本方針



1 いじめの問題に対する基本認識、及び基本姿勢

「いじめは人として決して許されない行為」である。また「いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こりうる」という危機意識を常にもつことが重要である。

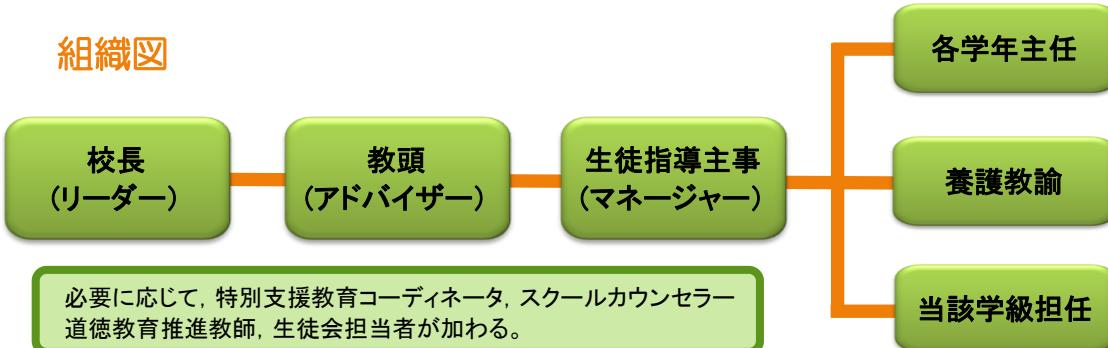
こうした基本認識に立ち、本校では、全ての生徒がいじめを絶対に許さず、良好な人間関係のもと、日々の学習や活動に意欲的に取り組むことができるよう、全教職員が一致協力して、「いじめのない楽しい学校づくり」に最大限努力する。

2 いじめ防止対策推進の基本的な考え方

- (1) 「1 いじめの問題に対する基本認識、及び基本姿勢」を全教職員、及び保護者等で共有し、関係機関や地域住民等の協力も得ながら、いじめの根絶に向けた組織的な取組を推進する。
- (2) 校長をリーダーとする、いじめ防止対策推進の中核を担う組織を校内に設置し、実効性のある取組を推進する。
- (3) 児童(生徒)の心身や財産に重大な被害を与えるような重大ないじめに対しては、設置者や専門機関等の協力を得て、事実解明等を行う緊急の調査組織を設け、被害者救済のための必要な措置を講じる。

3 「校内いじめ・不登校防止委員会」の機能と組織

- (1) 既設の「校内いじめ・不登校防止委員会」をいじめ防止対策を実効的に行う組織とする。
- (2) 校長は、本委員会を定期的に招集するとともに、必要に応じて臨時に招集する。



- ① 校長（リーダー）は、いじめ防止対策の基本的な方向を示し、取組内容を決定する。
- ② 教頭（アドバイザー）は、校長の方針に基づき生徒指導主事（マネージャー）、及び構成員に必要な指示、並びに指導助言を行う。
- ③ 生徒指導主事（マネージャー）は、対策推進のための実務的な連絡調整を行う。

4 「校内いじめ・不登校防止委員会」の責務

- (1) いじめ防止基本方針の策定と公開
- (2) いじめ根絶に係る児童(生徒)の自治活動の推進
- (3) 児童(生徒)の思いやりの心など豊かな心の育成
- (4) 児童(生徒)の望ましい人間関係や自己有用感の育成
- (5) 児童(生徒)の情報モラルの育成
- (6) ネット・トラブルの対応
- (7) いじめの早期発見・早期解消
- (8) いじめの再発防止
- (9) 関係機関との連携
- (10) 保護者等への適切な情報提供
- (11) いじめの問題、及び児童(生徒)理解に係る教職員の研修の企画と運営
- (12) いじめ防止対策推進に係る学校評価の推進
- (13) その他、いじめ防止対策推進に関すること

5 具体的な取組内容（「年間計画」参照）

- (1) 未然防止の取組
 - ① いじめに関する一斉学習の実施（学級活動、道徳の時間）
 - ② 生徒会の主体性を生かした生活向上月間の取組、及び全校集会の実施
 - ③ 人権作文によるいじめに対する関心を高める取組
 - ④ 参観日における道徳の授業公開
 - ⑤ 保護者説明会の開催（いじめ防止基本方針の説明、市教委資料を活用してのネットトラブル未然防止）
 - ⑥ いじめの問題に関する校内研修の実施（生徒理解研修）
 - ⑦ 「旭川市生徒指導研究協議会」における情報交流
 - ⑧ 地域クリーン大作戦、花壇整備、緑の羽根募金、花壇整備等のボランティア活動の実施
 - ⑨ 外部講師による「命を守る講話」（ネットトラブル防止、薬物乱用防止、性）の実施
 - ⑩ 地域行事への参加
 - ⑪ 中1ギャップ解消に向けた小中連携の推進
- (2) 早期発見・早期解消の取組
 - ① 相談窓口の紹介（「主な相談機関」参照）
 - ② いじめアンケート等の結果を活用した教育相談の実施
 - ③ 定期、不定期の家庭訪問等、保護者との緊密な連携
 - ④ 生徒指導部会、学年会議等の定例開催（情報交換、情報共有）
 - ⑤ すき間のない指導体制（ふれ合い巡視、校外巡視）
 - ⑥ ネットパトロールの実施
 - ⑦ 関係機関、地域住民等からの情報収集
 - ⑩ 「校内いじめ・不登校防止委員会」における対策の検討

6 いじめ発生時の対応（「いじめ発生時対応フロー」参照）

(1) いじめの把握

- ① いじめアンケート調査による把握
- ② いじめを受けた本人（または保護者）からの訴え
- ③ 周囲の児童（生徒）からの情報
- ④ 教職員の観察による発見
- ⑤ 関係機関、地域住民等からの通報
- ⑥ その他



(2) 初期対応

- ① いじめの発見者（把握者）から関係学年主任、学級担任等への情報提供
- ② 関係学年主任、学級担任等による関係児童（生徒）への事実確認及び指導
- ③ 「校内いじめ・不登校防止委員会」への情報提供

(3) いじめの報告

- ① いじめの発見者（把握者）から生徒指導主事（マネージャー）へ報告
- ② 生徒指導主事（マネージャー）から関係学年主任、学級担任等へ調査の指示
- ③ 生徒指導主事（マネージャー）から教頭（アドバイザー）へ報告
- ④ 教頭（アドバイザー）から生徒指導主事（マネージャー）へ必要な指示
- ⑤ 教頭（アドバイザー）から校長（リーダー）へ報告
- ⑥ 校長（リーダー）から教頭（アドバイザー）へ必要な指示
- ⑦ 校長（リーダー）による「校内いじめ防止対策推進委員会」の招集

(4) 「校内いじめ・不登校防止委員会」の招集

- ① 事実関係の解明
- ② 指導方針の確認
- ③ 個別指導の検討
- ④ 役割分担の協議
- ⑤ 対応チームの編成
- ⑥ 関係機関との連携
- ⑦ 全教職員による共通理解の形成



(5) いじめの解消

- ① いじめを受けた児童（生徒）への対応
- ② いじめを行った児童（生徒）への対応
- ③ 周囲の児童（生徒）への対応
- ④ 保護者への対応
- ⑤ 教育委員会への報告（指導助言やいじめ早期対応チームの要請）
- ⑥ 関係機関への相談（児童相談所、スクールソーシャルワーカー、各種相談室等）
- ⑦ 「子どもの健全育成サポートシステム」の活用

(6) 再発防止に向けた取組（「校内いじめ・不登校防止委員会」において検討）

- ① 原因の詳細な分析
- ② 学校体制の改善・充実
- ③ 教育内容及び方法の改善・充実
- ④ 家庭、地域との連携強化

○いじめに向かわせない、主に学校で取り組むべき課題は

- ・規律（きりつ）
- ・学力（がくりょく）
- ・自己有用感（ゆうようかん）

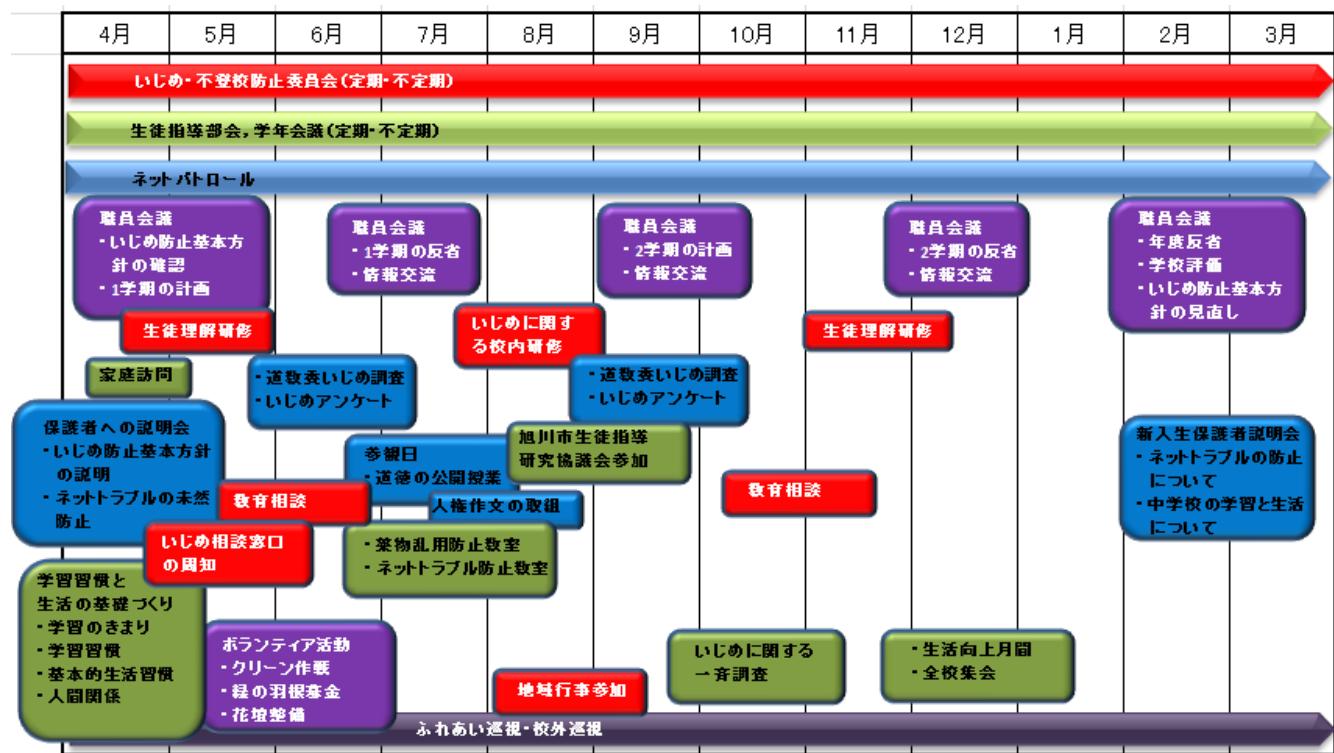
★きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持った子ども



7 重大事態への対処

- (1) 重大事態の把握（重大事態か否かの判断は、法や国の基本方針等を参考にする）
 - ① 重大事故・事案の発生
 - ② 本人及びその保護者からの申し立て
 - ③ 教育委員会、警察等関係機関からの通報
 - ④ その他
- (2) 重大事態の調査
 - ① 「校内いじめ・不登校防止委員会」の緊急招集、調査の実施
 - ② 事実の整理、校長（リーダー）への報告
- (3) 重大事態の報告、通報
 - ① 教育委員会への報告、早期対応チーム派遣等支援の要請
 - ② 犯罪行為が認められる場合等は、警察への通報、支援の要請
- (4) 調査組織の設置（教育委員会の指示により設置）
 - ① 校内調査委員の選定
 - ② 校外の専門家への協力依頼（教育指導課いじめ早期対応チーム、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、スクールサポーター等）
 - ③ 「北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム」の派遣要請
 - ④ 加害者への教育的措置の検討
 - ⑤ 被害者の救済措置の検討
 - ⑥ 調査及び対応結果の教育委員会への報告
- (5) 措置の実施
 - ① 教育委員会の指示に基づく措置の実施
 - ② 詳細な時系列記録の逐次作成

いじめの防止等の対策に係る年間計画



中央中学校 いじめ発生時対応フロー

page 5

- いじめアンケート調査による把握
- 周囲の児童(生徒)からの情報
- 関係機関、地域住民等からの通報

いじめの把握

- いじめを受けた本人(又は保護者)からの訴え
- 教職員の観察による発見
- その他

初期対応

- 発見者(把握者)
 - ↓情報提供
- 関係学年主任、学級担任等
 - ↓事実確認、指導
- 関係児童(生徒)への事実確認及び指導
 - ↓情報提供
- いじめ防止対策推進委員会

いじめの報告

- 発見者(把握者)
 - ↓報告
- 生徒指導主事(マネージャー)
 - ↓報告 ↑指示 ↓調査の指示
- 教頭(アドバイザー)
 - ↓報告 ↑指示
- 校長(リーダー)
 - ↓招集
- 校内いじめ・不登校防止委員会

校内いじめ・不登校防止委員会の招集

- 事実関係の解明
- 指導方針の確認
- 個別指導の検討
- 役割分担の協議
- 対応チームの編成
- 関係機関との連携
- 全教職員による共通理解の形成

いじめの解消

- いじめを受けた生徒への対応
- 周囲の生徒への対応
- 保護者への対応
- 教育委員会への報告(指導助言やいじめ早期対応チームの要請)
- 関係機関への相談(児童相談所、スクールソーシャルワーカー、各種相談室等)
- 「子どもの健全育成サポートシステム」の活用
- いじめを行った生徒への対応

| | いじめを受けた生徒 | いじめを行った生徒 | 周りにいる生徒 |
|-----|--|--|--|
| 校内 | <ul style="list-style-type: none"> ・徹底して守り通す。 ・関係機関等と連携を図り最善の手立てにより早期解消を図る。 ・心のケアに努め、自尊感情を高める。 ・安全確保のための巡回体制を強化する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・他人の人権を侵す行為であることを気付かせ、他人の痛みを理解させる。 ・いじめは人間として絶対に許されない行為であることを自覚させる。 ・不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせることの大切さに気付かせる。 ・いじめの傍観、はやし立て行為も許されないことに気付かせる。 ・みんなの力でいじめをなくし、よりよい生活をつくることの大切さを自覚させる。 |
| 保護者 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ発生に対する謝罪と事実経過を説明する。 ・今後の指導の方針及び具体的な手立てについて説明する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・事実経過の説明と家庭における指導を要請する。 ・いじめられている生徒、及び保護者への謝罪に立ち会い、仲介する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の内容や保護者の意向を確認の上、教育的配慮の下、学級懇談会等で事実経過について説明する。 |

校内いじめ・不登校防止委員会で検討する再発防止の取組内容

- | | | |
|---|---|--|
| ○原因の詳細な分析 | ○教育内容、及び方法の改善・充実 | ○家庭、地域との連携強化と積極的な情報提供(教育方針、教育活動の公開等) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事実の整理、指導方針の再確認・外部専門家チームによる助言 | <ul style="list-style-type: none"> ・学年、学級経営の見直し(心の居場所づくり、人間関係づくり、信頼感の醸成) ・豊かな心を育てる指導の充実(学級活動、道徳の時間、集団活動、体験活動等) ・授業改善(魅力があり分かる授業、認め励まし伸ばす指導自己有用感を獲得させる指導) | <ul style="list-style-type: none"> ・開かれた学校評価の推進(アンケート、学校関係者評価、結果の公表等) ・保護者懇談会等の実施 ・PTA活動の活性化 ・PTA活動や地域行事への積極的な参加 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○学校体制の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> ・校内の生徒指導体制の点検・改善 ・教育相談体制の強化(スクールカウンセラーの派遣要請等) ・校内研修の充実(生徒理解研修、事例研究等) | | |

主な相談機関

■旭川市子ども総合相談センター
0166-26-5500（代表）

■子どもホットライン（子どもからの相談専用電話）
0120-528506【フリーダイヤル】

■子どもの発達、特別支援教育についての相談
0166-26-5501

■子育て支援、子育て悩み、いじめやふしつけ横行、
児童虐待についての相談
0166-26-5503

■子どもの人権110番（旭川地方法務局）
0166-53-7838

■24時間いじめ電話相談（北海道立教育研究所）
0120-3882-56

■少年相談110番（北海道警察本部）
0120-677-110

■本校によるスクールカウンセラーへの相談も受け付けております。事前に都合の良い日時をお知らせください。

旭川市立中央中学校 0166-26-8500